

# 岐阜県公報

第千九百八十五号  
平成二十年九月二十六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

漁業権免許の内容たるべき事項等  
第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更  
保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始

(水産課) 六四七  
(同) 六四九  
(治山課) 六五〇  
(道路維持課) 六五一

### 公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 六五二

### 正誤

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証中訂正

(都市政策課) 六五三

## 告示

岐阜県告示第五百八十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により次のとおり漁業権免許の内容たるべき事項等を定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 漁業種類

第一種区画漁業及び第二種区画漁業

### 二 公示番号、漁業の名称並びに漁場の位置及び区域別表のとおり

### 三 漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

### 四 制限又は条件

#### 1 第一種区画漁業

水質汚濁の防止に留意すること。

#### 2 第二種区画漁業

(一) 内区二十一第二号から内区二十一第十号まで

(1) 魚止め施設は、常時完備しておくこと。

(2) 農業用排水機運転に伴う水位変動による漁業被害については、苦情を申し立てないこと。

(3) 河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

(二) 内区二十一第十一号及び内区二十一第十二号

魚止め施設は、常時完備しておくこと。  
 五 存続期間  
 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで  
 六 免許予定日  
 平成二十一年一月一日

七 申請期間  
 平成二十年十一月一日から平成二十年十一月三十日まで  
 八 地元地区  
 別表のとおり

別表  
 第一種区画漁業

公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	地元地区
内区二十一第一号	にじます小割り式養殖業、いわな小割り式養殖業、あまこ小割り式養殖業、こい小割り式養殖業、なます小割り式養殖業、あゆ小割り式養殖業、ちようざめ小割り式養殖業	基点第四十三号と基点第四十四号とを結ぶ線、基点第四十五号と基点第四十六号とを結ぶ線及び基点第四十七号と基点第四十八号とを結ぶ線により囲まれた下小鳥ダム湖の水面 基点第四十三号 飛驒市河合町大字保字岩苔二三四二の九関西電力株式会社境界標柱右三二四 基点第四十四号 飛驒市河合町大字保字井ノ平二二五三の二 基点第四十五号 飛驒市河合町大字保字井ノ平二二五四の二 基点第四十六号 六関西電力株式会社境界標柱左三三〇三 基点第四十七号 飛驒市河合町大字保字水ヶ平一六四四の八 基点第四十八号 関西電力株式会社境界標柱左三三三 飛驒市河合町大字保字外之洞二二九〇の二 関西電力株式会社境界標柱左三三六〇 飛驒市河合町大字保字岩苔二三四二の九関西電力株式会社境界標柱右三二七	飛驒市河合町

第二種区画漁業

公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	地元地区
内区二十二第二号	こい養殖業、ふな養殖業	養老郡養老町下笠細池四六九一の二からなる池沼	養老郡養老町
内区二十二第三号	こい養殖業、ふな養殖業	養老郡養老町下笠除内四八九六、四八九七、四八九八、四八九九、四九〇〇、四九〇一、四九〇二、四九〇三の二、四九〇四、四九〇五、四九〇六、四九〇七、四九〇八、四九〇九、四九一〇、四九一一、四九一二、四九一三、四九一四、四九一五、四九一六、四九一七、四九一八、四九一九、四九二〇及び五〇	養老郡養老町

岐阜県告示第五百八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

内区二十一第四号	こい養殖業、ふな養殖業	二四からなる池沼 養老郡養老町下笠除内五四六五、五四六七、五四六八の一、五四六八の二及び五四八五の一からなる池沼	養老郡養老町
内区二十一第五号	こい養殖業、ふな養殖業	養老郡養老町瑞穂大代一一九一並びに同町志津二二四一、二二四二及び二二四五からなる池沼	養老郡養老町
内区二十一第六号	こい養殖業、ふな養殖業	養老郡養老町大巻カノ割二一三七の一、二二五〇及び二二五二並びに同町下吉野五〇三三からなる池沼	養老郡養老町
内区二十一第七号	こい養殖業、ふな養殖業	養老郡養老町田鍋弦二九九の一及び二九九の二並びに同町稲川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九の一及び五七九の二からなる池沼	養老郡養老町
内区二十一第八号	こい養殖業、ふな養殖業	養老郡養老町有尾下池四五六の五二三からなる池沼	養老郡養老町
内区二十一第九号	こい養殖業、ふな養殖業	養老郡養老町大巻ワノ割一九九九番からなる池沼	養老郡養老町
内区二十一第十号	こい養殖業、ふな養殖業	海津市南濃町津屋株木一〇からなる池沼	海津市南濃町
内区二十一第十一号	こい養殖業、あまご養殖業、こい養殖業	基線第三十四号と基線第三十五号で囲まれた戸谷川の水面 基線第三十四号 郡上市美並町大字白山字井堀平地先と同市美並町大字白山字戸谷地先とに設置された井堀ため池えん堤の下流端の線 基線第三十五号 郡上市美並町大字白山字井堀平地先と同市美並町大字白山字戸谷とに架かる井堀橋の上流端の線	郡上市美並町
内区二十一第十二号	こい養殖業	郡上市大和町島字檜地内の西根川の十四号堰上流端から上流十九メートルまでの水面	郡上市大和町

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
海津市漁業協同組合 海津市海津二丁目五番地五	内共第二号 内共第三号	禁止期間の変更 区域	平成二〇〇九・一〇
大江川の海津市海津町江東と同町福江とに架かる万寿橋の上流端の	期間	二月一日から十二日	



一 保安林予定森林の所在場所

高山市片野町五丁目五八九・八九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）  
五九〇、五九二から五九九まで、八八八から八九〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字田尻ノ洞三三四五三の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市土岐町字上奥名三九九九、四〇〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年九月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
清古見川線	飛騨市古川町高野字朝開二六一番一地从先から	同市同町平岩字蝮八五二番一地从先まで	一、五、六・二	平成二〇・九・二六	平成三・七・二六

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年九月二十六日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社キャブション

三 建物の名称及び所在地

ユーストア穂積店

瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社ユーストア

(変更後) ユニー株式会社

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年九月二十六日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

安田殖産株式会社

三 建物の名称及び所在地

ユーストア浅草店

四 大垣市浅草四丁目六五番地二 外  
変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) 株式会社ユーストア  
(変更後) ユニー株式会社

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年九月二十六日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社富士屋

三 建物の名称及び所在地

ユーストア川辺店

加茂郡川辺町西栃井字東小島三七一番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社ユーストア

(変更後) ユニー株式会社

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年九月二十六日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年九月十二日

二 届出者の氏名又は名称

大洋紡績株式会社

三 建物の名称及び所在地

タイヨウショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の一

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一四〇五台

(変更後) 一一四五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 十一箇所

(変更後) 七箇所

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年九月十二日第千九百八十一号 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

六三三頁上段前から十一行目、同段前から十六行目及び同段前から十八行目中「縦ヶ原」は「縦ヶ平」の誤り。

平成二十年九月二十六日印刷  
平成二十年九月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))